

大阪港湾局

## 港湾施設使用料など 支払期限を延長

【関西】大阪港湾局は26日、新型コロナウイルス感染症対策の一環で2020年度に実施した港湾使用料と入港料の支払期限延長について、21年度も同制度を実施すると発表した。対象となるのは大阪港と府営港湾の各事業者。支払期限延長を可能とする条件は、申請月の前

月分の取扱貨物量または売り上げが19年度同月分に比べ減少し、かつ支払期限延長の申し出を行うこと。対象期間は使用な

ど日の属する月が21年4月から22年3月まで。延長後の支払期限は最長で22年3月31日だが、支払期限が同年4月30日となっている使用料などは対象外。問い合わせは大阪港湾局で、大阪港関連(電話)が06・6572・4033、府営港湾関連(同)が0725・21・7217。また同港湾局は行政財産の目的外使用での使用料、賃料の支払期限延長についても、大阪港府営港湾それぞれで支払期限延長要件を設定している。問い合わせは大阪港関連(同)が06・6615・7726、府営港湾関連(同)が0725・21・7217。